

理 由 書

本理由書は、草加都市計画高度地区の変更(八潮市:草加彦成線沿道地区)についての理由を示したものです。

I. 草加都市計画区域における位置等

草加都市計画区域に含まれる土地の区域は、草加市、八潮市及び三郷市の行政区域の全域です。

【八潮市:草加彦成線沿道地区】

本地区は、都心から約20km圏にあり、つくばエクスプレス線八潮駅から北に約2.8km、首都高速6号三郷線八潮インターチェンジから北に約2.7kmに位置しています。

II. 変更理由

【八潮市:草加彦成線沿道地区】

草加都市計画道路3・4・21号草加彦成線の一部区間の整備が完了したことから、区域区分の境界の変更と併せ、当該都市計画道路の北側道路端を高度地区の境界とするものです。

III. 変更内容

【八潮市:草加彦成線沿道地区】

本地区については、旧道の北側道路端を基準に高度地区の境界を定めていましたが、草加都市計画道路3・4・21号草加彦成線の整備により道路線形が変更されたことから、当該都市計画道路の北側道路端を高度地区の境界とし、下表のとおり高度地区の変更を行うものです。

| 新 | | 旧 | |
|----|--------|---------|--------|
| 種類 | 面積 | 種類 | 面積 |
| — | 約0.2ha | 第二種高度地区 | 約0.2ha |

IV. 関連する都市計画

本地区の高度地区の変更とあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

- ① 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(埼玉県決定)
- ② 区域区分(埼玉県決定)
- ③ 用途地域(八潮市決定)